

# 代理人選任届（委任状）記入における注意

1. 代理人選任届（委任状）は委任する本人が自筆にて全て記入し、押印してください。

代理人が記入するところはありません。

委任者本人が記入していない場合、又はその疑義がある場合は、委任状として認められません。

※委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした時は、刑法159条、161条により罰せられます。

2. 印鑑は朱肉を使用すること。ゴム印・シヤチハタは無効です。
3. 黒のボールペン又はサインペンにてご記入ください。
4. 委任状に不備がある場合は、交付をお断りすることがあります。

## 【代理人の方へ】

代理人選任届（委任状）をもって本人の代わりに証明書等を請求される際には、代理人の方の本人確認資料（運転免許証、パスポート、顔写真付住基カード等）が別途必要になりますのでご注意ください。そうでない場合は代理人選任届（委任状）は無効となります。